

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678  
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◇ 非上場株式の評価通達の適用時期

**Q** : 財産評価基本通達が改正され、非上場株式の評価方法が見直されていますが、いつの相続等から適用するのでしょうか。

**A** : 原則として平成12年1月1日以後の相続等から適用されます。

### 【解説】

改正された財産評価基本通達には、非上場株式の新しい評価方法が盛り込まれています。

改正後の通達は、原則として平成12年1月1日以後の相続、遺贈又は贈与により取得した財産の評価から適用されることとなります。

ただし、平成12年7月31日以前に相続、遺贈又は贈与により取得した非上場株式については、改正前の取扱いを適用するか、改正後の取扱いを適用するか選択できるようになっています。

この場合、改正前の取扱いを選択するかどうかは、その株式の発行法人ごとに選択することが可能です。例えばA社とB社の株を相続した場合、A社は改正前、B社は改正後といった選択も認められます。しかし、A社の株の評価について、改正前をベースにしながら一部分だけは改正後を適用するといったことは認められません。

なお、評価差額に対する法人税額の取扱いの一部については、平成12年8月1日以後に相続等が発生した場合に適用されることになっていて、それ以前に相続等が発生した場合には、改正前の取扱いを適用することになります。



KIMIYO-I